

議案第 3 2 号

市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定
について

市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 4 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市が設置する学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校（第 3 条において「学校」という。）における学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）第 4 条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 1 8 号。次条において「特別支援学校給食法」という。）第 3 条の規定に基づく学校給食の実施並びに学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法第 3 条第 1 項に規定する学校給食及び特別支援学校給食法第 2 条に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 学校給食法第 1 1 条第 2 項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第 5 条第 1 項に規定する経費以外の学校給食に要する経費

をいう。

- (3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（学校教育法第16条に規定する保護者その他これに準ずる者として規則で定める者をいう。）をいう。

（学校給食の実施）

第3条 本市は、本市が設置する学校（幼稚園を除く。）において、学校給食を実施するものとする。

（学校給食費の徴収）

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

- 2 学校給食費の額は、規則で定める。

（学校給食費の納付）

第5条 学校給食費負担者は、規則で定める日（第7条において「納期限」という。）までに学校給食費を納付しなければならない。

（学校給食費の減免）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

（遅延損害金）

第7条 市長は、学校給食費負担者が学校給食費の納期限までに当該学校給食費を納付しなかったときは、遅延損害金を徴収するものとする。

- 2 前項の遅延損害金の算定方法は、規則で定める。

- 3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、令和3年4月1日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。

理 由

学校給食法等に基づく学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。